

平成 28 年 4 月 19 日

ご投資家の皆様へ

野村アセットマネジメント株式会社

## 「野村新中国株投資」

### キャピタルゲイン課税等の納税に関するお知らせ

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素は弊社の投資信託に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、弊社運用の投資信託「野村新中国株投資」（以下、当ファンド）は、純資産総額の概ね 20%～40%程度を、「ノムラ新中国 A 株マザーファンド」（以下、マザーファンド）を通じて上海証券取引所および深セン証券取引所の A 株市場に上場している株式等へ実質的に投資を行います。

今般、マザーファンドの運用委託先である BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社より、主要投資対象である外国投資法人「BNP パリバ フレキシィ III チャイニーズ・エクイティ A クラス I」（以下、外国投資信託証券又は外国投資法人）において計上されておりましたキャピタルゲイン課税導入に対する引当金の一部を中国の税当局に納付し、一方で、納付後の引当金余剰額については、外国投資信託証券に繰り戻される予定である旨の連絡を受けました。

平成 28 年 4 月 18 日現在、当ファンドは、マザーファンドを通じて当該外国投資信託証券を純資産総額の約 30%組入れております。予定通り引当金余剰額が 4 月 22 日に外国投資信託証券に繰り戻されますと、同日の当該外国投資信託証券の純資産価格の大幅な上昇要因となることから、当ファンドにおいては、4 月 25 日付\*の基準価額の大幅な上昇要因となることが想定されます。

\*外国投資法人の純資産価格は現地ルクセンブルクで計算されておりますので、当ファンドの基準価額計算においてはその翌営業日に反映されます。

上記の状況をご勘案の上、ご換金の際には十分ご注意くださいようお願い申し上げます。

なお、中国税当局のキャピタルゲイン課税導入に対応して積み立てていた引当金と中国税当局に支払うべき納税額との間で調整が生じる可能性により、外国投資法人の純資産価格の調整が生じ受益者間の公平性が損なわれる可能性があるため平成 27 年 3 月 12 日以降、外国投資信託証券の買い付けは行なっておらず、また当ファンドも同様に、投資家の皆様からの買い付けは停止させて頂いております。

敬具